
第3章 計画の基本理念・基本目標

1. 基本理念

基本理念

みんなで作る笑顔の日々

本市の最上位計画である「第2次みよし市総合計画」では、「みんなで育む 笑顔輝く ずっと住みたいまち」を将来像とし、それを実現するための高齢者福祉及び介護分野における基本目標を「健康で生き生きと暮らせるまち」と掲げ、「豊かに暮らせるようにみんなで助け合おう」、「生涯にわたって健康に暮らせるようにしよう」を基本目標達成のための取組方針としています。

高齢者福祉及び介護分野における個別計画である本計画においては、2期前の「第7期みよし市高齢者福祉計画兼介護保険事業計画」において、「みんなで作る 笑顔の日々」を基本理念として掲げ、第8期計画においてもこれを引き継ぎ、高齢者福祉施策及び介護施策を推進してきました。自分でできることは自分で行う「自助」だけでなく、互いに助け合えることは助け合う「互助」、その上で公的なサービス（共助、公助）を利用しながら、みんなで地域包括ケアシステムを作り上げ、住み慣れた地域で健やかに安心して、笑顔あふれる日常生活を送れることを目指したものです。

今後の高齢者福祉を考えていく上では、高齢者をめぐる様々な問題に対して地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作り、また、個人や世帯の抱える複合的課題等に対して、行政や地域が一体となって「丸ごと」支援していくための体制づくりが必要となります。支援を必要とする高齢者の増加の一方で、生産年齢人口の減少が見込まれており、支える側、支えられる側という区別を超えて、誰もが互いに支え合い、協力し合えるまちづくりが求められています。

そこで第9期に当たる本計画においても、引き続き「みんなで作る 笑顔の日々」を基本理念とし、高齢者同士の交流に加えて、家族や世代を超えて社会とのふれあいや生きがいを持つことで、高齢者の生活の質の向上を目指し、加えて、今後も進展すると予想される高齢化に備え、中長期的な視点を持ちながら、地域包括ケアシステムの構築を推進し、地域共生社会の実現を目指します。

2. 基本目標

基本理念として掲げた、「みんなで作る 笑顔の日々」を目指し、本市が取り組む分野別施策の柱として、次の3つの基本目標を定め、それぞれに基本項目及び重点目標、具体的な取組を掲げ、施策の展開を図ります。

基本目標Ⅰ 安心して生きがいを持って暮らせる体制づくり

本市に住む全ての高齢者が安心して暮らし続けることができる地域づくりを目指した取組を推進します。また、高齢者の就労をはじめ、社会や地域の多様な課題の解決につながる社会参加活動を促し、積極的な社会参加と生きがいづくりを進めます。

あわせて、在宅で暮らす高齢者が安心かつ快適な生活を継続することができるよう、権利擁護と虐待防止に取り組むとともに、生活環境の整備を行います。

■基本項目

- 1-1 在宅福祉サービスの充実
- 1-2 社会参加を通じた高齢者の生きがいづくりや就労等の促進
- 1-3 高齢者の権利擁護と虐待防止の推進
- 1-4 安心かつ快適に暮らせる環境の整備

◆◆目標指標◆◆

	単位	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者福祉に関する取組の市民満足度割合	%	66.8	68.0	69.0	70.0	71.0

基本目標 2 福祉・医療・介護の連携と介護予防の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムのより一層の充実・強化を図り、地域共生社会の実現を目指します。

福祉・医療・介護の連携を推進するとともに、より効果的な介護予防事業を通じた自立支援と重度化予防を進め、介護給付費の上昇を緩和します。

在宅での生活の支援と家族介護者の負担軽減を図り、住み慣れた地域で生活を継続できる環境の充実に取り組めます。

■基本項目

- 2-1 地域共生社会実現に向けた地域包括ケアシステムの深化【重点取組1】
- 2-2 認知症施策の推進【重点取組2】
- 2-3 在宅医療と介護連携の推進【重点取組3】
- 2-4 生活支援サービスの充実
- 2-5 高齢者の健康づくりと介護予防施策の充実【重点取組4】

◆◆目標指標◆◆

	単位	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護（要支援）の 認定率	%	13.63	13.96	14.29 未満	14.62 未満	14.95 未満

基本目標3 介護保険サービスの安定と充実

介護保険事業が将来的に安定した運営を確保できるよう取り組むとともに、ニーズに対応した介護保険サービス量の確保と質的な向上を目指します。

居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス等の提供体制を一層充実させるとともに、介護人材の確保を推進しケアマネジメントの質を高めることで、利用者の視点に立ったより利用しやすいサービスを構築します。

感染症の経験を踏まえ、介護保険サービス提供の実態を把握して必要な対策を講じることにより、今後、新興感染症や災害時に介護保険サービスを安定して提供できる体制を構築していきます。

■基本項目

- 3-1 介護保険制度の適切な運営
- 3-2 介護人材の確保及び育成【重点取組5】

◆◆目標指標◆◆

	単位	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市内ケアマネジャーの 常勤換算数	人	17.1	16.2	18.9	20.2	21.5

(3) 計画の体系

基本理念	基本目標	基本項目	具体的な取組	頁
みんなであつくる 笑顔の日々	基本目標1 安心して生きて暮らせる体制づくり	1-1 在宅福祉サービスの充実	①見守り体制の充実 ア 高齢者配食サービス事業 イ 高齢者世話付住宅生活援助員派遣等事業 ウ 緊急通報システム事業 ②自立生活への支援 ア 家族介護用品支給事業 イ 高齢者日常生活用具給付事業 ウ 在宅介護者等介護手当支給事業	59 59
		1-2 社会参加を通じた高齢者の生きがいづくりや就労支援等の促進	①地域で活躍する機会の提供 ア いきいきクラブ活動の支援事業 イ 老人憩いの家の利用促進 ②高齢者の就労支援 ア シルバー人材センター事業の推進 イ 就労的活動支援事業	60 60
		1-3 高齢者の権利擁護と虐待防止の推進	①権利擁護事業 ア 成年後見支援事業 イ 高齢者虐待への対応	62
		1-4 安心かつ快適に暮らせる環境の整備	①住まいに対する支援 ア 高齢者住宅改修費支給事業 イ 高齢者向け住まいの充実 ②防災対策の充実 ③防犯対策の充実 ④移動支援の充実	63
				63
				64
				64
		基本目標2 福祉・医療・介護の連携と介護予防の充実	2-1 地域共生社会実現に向けた地域包括ケアシステムの深化 【重点取組1】	①相談支援体制の充実 ア 地域包括支援センターの運営 イ 地域ケア会議の推進 ウ 重層的支援体制整備事業モデル事業の実施 エ 在宅医療介護連携強化に伴うみなよし地域包括支援センターの民営化 オ 家族介護者への支援
	2-2 認知症施策の推進 【重点取組2】		①認知症施策の総合的な推進 ア 認知症初期集中支援チーム イ 認知症地域支援・ケア向上事業 ウ 認知症サポーターキャラバン事業 エ チームオレンジの推進 オ 本人ミーティングの実施 ②行方不明高齢者への支援 ア 認知症高齢者等あんしん補償事業 イ 行方不明高齢者対応事業	68 69
	2-3 在宅医療と介護連携の推進 【重点取組3】		①在宅医療・介護連携推進事業 ア 市内全域を担当する在宅医療介護連携推進員の配置 イ みよし市版エンディングノートを活用した人生会議の普及	70

		2-4 生活支援サービスの充実	①総合支援事業の充実 ア 第1号通所事業 イ 第1号訪問事業 ウ 介護予防ケアマネジメント ②生活支援体制の充実	71 71
		2-5 高齢者の健康づくりと介護予防施策の充実 【重点取組4】	①通いの場の充実 ア 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 イ 地域リハビリテーション活動支援事業 ウ 地域介護予防活動支援事業	72
	基本目標3 介護保険サービスの安定と充実	3-1 介護保険制度の適切な運営	①介護保険サービスの質の向上 ア 介護給付適正化事業 イ 介護サービス事業者の質の向上	73
			②円滑な介護サービスの提供体制の確保 ア 居宅サービス イ 地域密着型サービス ウ 施設サービス	73
		3-2 介護人材の確保及び育成 【重点取組5】	①介護人材育成支援事業 ②介護従事者への研修の実施	74 74

第4章 重点取組の推進

本計画の策定にあたり、基本目標ごとに定めた基本項目のうち、次の5項目を重点取組項目として設定し、施策の充実を図ります。

重点取組Ⅰ：地域共生社会実現に向けた地域包括ケアシステムの深化

全ての市民が安心して生活できる「みよし市版地域包括ケアシステム※」を構築し、その深化を進め、地域共生社会の実現を具現化するためには、福祉・医療・介護などの各制度、分野の縦割りを排除し、人と人、人と資源が丸ごとつながることが重要です。そのため、本計画の上位計画であるみよし市地域福祉計画に盛り込まれている重層的支援体制整備事業の開始に伴い、地域包括ケアシステムの深化を進める必要があります。

第8期計画期間において実施した、日常生活圏域と地域包括支援センターの配置の見直しなどの基盤整備に引き続き、地域包括ケアシステムの深化を進めるため、本計画においては、重層的支援体制整備事業として、コミュニティソーシャルワーカーを新たに配置して相談支援体制の強化、みよし市民病院の連携体制の強化に合わせて、みなよし地域包括支援センターの運営の見直しを行い地域共生社会の実現を図ります。

※◆みよし市版地域包括ケアシステムとは◆

みよし市福祉・医療・介護長期構想（平成28年3月策定）が掲げる将来像「生まれてからずっと、安心して暮らせるまち」の実現のため、高齢者だけでなく、子どもや子育て家庭、障がい者などを含む全ての市民が安心して生活できる地域づくりを目指して、福祉・医療・介護の連携を強化しつつ、自助・互助・共助・公助のネットワークづくりを推進するみよし市独自の地域包括ケアシステムです。

（1）重層的支援体制整備事業モデル事業の実施

重層的支援体制整備事業として、地域包括支援センター、障がい者相談支援専門員、コミュニティソーシャルワーカーが協働して、8050問題やダブルケアなどの複合的な課題を抱えるケースに対応できる体制を整備します。

（2）在宅医療介護連携強化に伴うみなよし地域包括支援センターの民営化

みよし市民病院内に市内全域を担当する在宅医療介護連携担当者（以下「連携担当者」と言う。）を配置し、急性期治療を終えた高齢者が地域に戻っていく際の医療と地域の介護スタッフとの連携を支援します。また、現在直営で運営しているみなよし地域包括支援センターの運営を民間法人へ委託することによる民営化を図ります。

◆◆目標指標◆◆

	単位	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合相談支援件数	件	6,534	7,000	7,000	7,000	7,000
実態把握件数	件	1,110	1,200	1,200	1,200	1,200
地域包括ケア 個別ケース会議実施回数	回	44	50	50	55	60
協議体開催回数	回	36	48	48	48	48

重点取組 2：認知症施策の推進

令和元(2019)年6月に国が決定した認知症施策推進大綱の中では、「認知症の人やその家族の視点を重視」し、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指すこととされています。また、令和5（2023）年6月に成立した「認知症基本法」では、共生社会の実現という視点から認知症の理解促進や支援の充実に取り組むことを、国及び地方自治体の責務としており、国を挙げて認知症の人やその家族の支援を充実させる機運が高まっています。今後、認知症基本法に基づく認知症基本計画の策定が国において予定されており、それを踏まえた市町村における取組の充実も求められていることから、本市においても第8期計画に引き続き、認知症施策のさらなる充実・推進に向けて重点的に取り組んでいきます。

本市では、「認知症ケアパス※」の機能を有する「みよし市高齢者福祉マップ」の改訂に合わせ、地域包括ケア推進会議の意見を基に、『毎日の暮らし もっと自分らしく』を本市の目指すべき認知症施策のスローガンとして決定をしました。今後、認知症基本法の理念に基づく、理解促進や本人支援に取り組んでいきます。

※認知症の人の生活機能障害の進行に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けられるのかを認知症の人とその家族に提示できるようにするもの。

（1）当事者の声を施策に反映させる仕組みづくり

共生社会の実現を推進するための認知症基本法が公布され、認知症の人など当事者の意見を各種取組に反映させることが重要であると示されました。同法の趣旨を最大限尊重するため、当事者の声を聴く機会として「本人ミーティング」を企画し、当事者の思いに寄り添い、各種取組、施策に反映させる仕組みづくりに努めます。

◆◆目標指標◆◆

	単位	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症初期集中支援 チーム利用件数	件	4	3	12	12	12
チームオレンジ設置 数	件	1	1	1	1	1
認知症サポーター 養成講座受講者数	人	1,499	1,500	1,500	1,500	1,500
一般高齢者における 認知症の相談窓口を 知っている人の割合 ※	%	26.3	-	40.0		
本人ミーティングの 参加人数	人	-	-	10	10	10

※一般高齢者調査において「認知症に関する窓口を知っている」の割合

重点取組 3：在宅医療と介護連携の推進

医療・介護の両方のニーズを持つ高齢者の増加が見込まれる中、高齢者が、支援が必要となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会の実現のためには、医療・介護に関わる多職種・多機関が連携し、切れ目のない支援体制を構築していくことが求められます。在宅医療・介護の一体的な提供や医療・介護連携に関わる関係者間の情報共有の仕組みづくり等、在宅生活を支える医療・介護の提供体制の充実に取り組めます。

国においては、医療と介護の連携した対応が求められる4つの場面（①日常の療養支援、②入退院支援、③急変時の対応、④看取り）のそれぞれについて、取組の充実が求められており、本市においても在宅で医療と介護の両方の支援が必要な高齢者とその家族のニーズに即した施策の展開に取り組めます。

（1）市域全域を担当する在宅医療介護連携担当者の配置

在宅医療介護連携を推進するため、日常生活圏域ごとに連携推進員を配置し、推進していますが、急性期治療を終え、リハビリなどの充実により地域に戻ることを支援する地域包括ケア病棟を充実し、連携の拠点となるみよし市民病院に、在宅医療介護連携担当者（以下「連携担当者」と言う。）を配置し、連携推進員と連携を図れるようにします。

（2）みよし市版エンディングノートを活用した人生会議の普及

望む医療や介護について前もって考え、家族や医療・介護スタッフと繰り返し話し合い共有する取組である人生会議の普及に努めます。みよし市版エンディングノートを活用し、出前講座などの地道な普及活動を行います。

◆◆目標指標◆◆

	単位	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
豊田みよしケアネット 登録施設数	施設	74	85	85	85	85
地域包括ネット会議の 開催回数	回	15	15	15	15	15
在宅看取り率	%	11.2	11.5	12.0	12.5	13.0
一般高齢者における 「人生会議（ACP）」 の認知度 ^{※1}	%	4.4	-	10.0		
ケアマネジャー調査に おける主治医との連携 に困っている人の割合 ^{※2}	%	33.3	-	30.0 以下		

※1 一般高齢者調査において「言葉も内容も知っている」の割合

※2 ケアマネジャー調査において「主治医との連携や調整に困っている」の割合

重点取組4：高齢者の健康づくりと介護予防施策の充実

高齢者ができる限り住み慣れた地域で、自分らしく尊厳をもって暮らし続けていくために、健康を維持していくことは、極めて重要です。また、要介護（要支援）認定者の増加が見込まれる中、介護・福祉サービスの安定性の確保という観点からも、介護を必要とする高齢者をできる限り増やさないための健康づくりや介護予防、在宅での生活の継続に向けた、自立支援や重度化防止の取組は、重要な課題となります。

高齢者の健康を維持するためには、病気を防ぐこと（健康づくり）とともに体力低下を防ぐこと（介護予防）が必要であり、これらを一体的に実施し、高齢者一人ひとりの状況に応じて、効果的、効率的にきめ細かな支援を行います。

（1）通いの場の充実

地域の住民が気軽に集い、活動を通じて生きがいづくりや仲間づくりを行うことで、介護予防につながるよう、通いの場を拡充することが必要です。令和5（2023）年度に通いの場を登録し、市内の通いの場の実施状況を把握できるようになりました。通いの場全体の参加者の状況や通いの場ごとの状況、通いの場に参加する人とそうでない人の比較など、データ分析により、的確な通いの場の支援を行っていきます。

◆◆目標指標◆◆

	単位	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護（要支援）の認定率【再掲】	%	13.63	13.96	14.29 未満	14.62 未満	14.95 未満
地域介護予防活動支援事業延参加者数	人	7,150	7,500	8,000	8,000	8,000
地域における通いの場（介護予防教室）講師補助件数	件	-	1,100	1,100	1,100	1,100
地域における通いの場（介護予防教室）実施箇所数	箇所	-	38	38	38	38

重点取組 5：介護人材の確保及び育成

支援が必要な高齢者の増加の一方で、生産年齢人口の減少に伴う医療・介護・福祉分野における人材不足が見込まれる中、支援・サービスを提供する人材の確保及び育成が非常に重要となります。

本市では介護人材育成等支援事業により、介護事業所などの人材確保ができる環境を整え、介護従事者等への研修体制整備を進めることにより、引き続き介護職員の質の向上を図ります。また、国・県や介護保険サービス事業者と連携しながら、中長期的なニーズ予測に基づき、人材確保のための取組を推進します。

(1) 介護人材育成等支援事業

介護事業所が従業員の人材育成のために研修費用や資格取得費用の助成を行う費用を対象経費として補助を行う制度を令和5(2023)年度に開始しました。また人材確保支援の観点から、介護事業所が人材募集に要する費用の一部に補助する仕組みも継続します。

(2) 介護従事者等への研修体制の構築

(1)の研修補助に加え、市が企画する研修やケア会議、地域包括支援センターが行う包括的・継続的ケアマネジメント支援事業による研修や事例検討などを通じて、介護従事者の資質向上支援に努めます。

(3) 介護支援専門員の確保

高齢化の進展に伴い、介護サービスの需要は増加の一途をたどっており、介護支援専門員の役割はますます重要になっています。すべての高齢者が適切なケアを受けられるよう、深刻な介護支援専門員不足の解消を目的に、市内に居宅介護支援事業所を新設しやすい環境の整備を進めます。

◆◆目標指標◆◆

	単位	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護職員雇用PR支援 利用件数	件	10	10	10	10	10
資格取得又は研修受講 費補助に対する補助金 交付件数	件	7	10	10	10	10
現任介護職員研修参加 者数	人	51	50	50	50	50
市内ケアマネジャーの 常勤換算数【再掲】	人	17.1	16.2	18.9	20.2	21.5

第5章 分野別施策の展開

基本目標Ⅰ：安心して生きがいを持って暮らせる体制づくり

Ⅰ-Ⅰ 在宅福祉サービスの充実

◆◆具体的な取組◆◆

具体的な取組	事業の内容
①見守り体制の充実 ア 高齢者配食サービス事業	調理が困難な高齢者に対し、定期的に居宅を訪問し、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否の確認をします。 高齢者世帯の増加に伴い、利用者の増加が見込まれます。アセスメントを行い個々の高齢者の生活状況、健康状態を把握しながら、継続的に実施します。
イ 高齢者世話付住宅 生活援助員派遣等事業	高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）の居住者に対し、緊急通報用機器を貸し出し、緊急時に備えるとともに、生活援助員を派遣することで、居住者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう支援します。
ウ 緊急通報システム事業	一人暮らし高齢者及び一人暮らし重度身体障がい者に対し、急病や事故などの緊急事態に対処できる緊急通報用機器を貸し出し、対象者の安全確保を図るとともに、日常生活の不安を軽減します。 協力員の確保が課題であり、ICTの活用などを含めて利用者のニーズを把握しながら、事業を実施していきます。
②自立生活への支援 ア 家族介護用品支給事業	要介護3以上の寝たきり高齢者等を在宅で介護する家族などに対し、紙オムツ、尿とりパッドなどの介護用品を支給することにより、家族の身体的及び経済的負担の軽減を図ります。令和4（2022）年度には、チケット制を導入し、家族が利用しやすいような制度に変更しました。 高齢化の進展により、要介護認定者の増加が見込まれ、利用者のさらなる増加が想定されます。今後も現物支給とチケット制のハイブリッド型での支給を継続していきます。
イ 高齢者日常生活用具 給付事業	一人暮らし高齢者等の日常生活の便宜を図るため、用具（電磁調理器、自動消火器、シルバーカー等）の購入費用の助成を行います。
ウ 在宅介護者等介護 手当支給事業	要介護3から5に認定された65歳以上の人で、在宅で介護を受けている人に対し、月額3,000円を手当として支給します。

◆◆目標指標◆◆

	単位	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者配食サービス事業利用者数	人	257	290	300	310	320
高齢者配食サービス事業配食数	食	55,247	56,900	57,500	58,000	58,500
緊急通報システム事業利用者数	人	73	75	80	90	100

1-2 社会参加を通じた高齢者の生きがいづくりや就労支援等の促進

◆◆具体的な取組◆◆

具体的な取組	事業の内容
①地域で活躍する機会の提供 ア いきいきクラブ活動の支援事業	<p>地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であるいきいきクラブでは、地域社会の発展に寄与するため、各種研修、社会奉仕活動の実践や各種行事への参加と、健康保持及び保健活動の推進のため、各種スポーツ大会や講演会を開催しており、この活動を支援します。</p> <p>魅力ある多様なクラブ活動ができるように支援することで、高齢者の生きがいづくりや健康づくりを推進します。</p> <p>また、奉仕活動や友愛活動などの地域社会を豊かにする活動への支援も行い、明るい長寿社会の実現と、保健福祉の向上につなげます。</p>
イ 老人憩いの家の利用促進	<p>高齢者に対する教養の向上、レクリエーション及び趣味活動などの場の提供やお互いの親睦と各種の活動を通し、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的として設置しています。</p> <p>高齢者の集いの場として、高齢者が利用しやすい環境づくりに努めます。アンケートで希望の多かった家族介護用品の購入との併用を含め、介護する家族が利用しやすいサービスの提供方法を検討していきます。</p>
②高齢者の就労支援 ア シルバー人材センター事業の支援	<p>おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある人に対し、就労支援を行っているシルバー人材センターを支援します。</p>

具体的な取組	事業の内容
イ 就労的活動支援事業	就労的活動の場を提供できる民間企業や団体等と、就労的活動の取り組みを実施したい事業者等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートすることで、役割がある形での高齢者の社会参加を促す支援を行います。

◆◆目標指標◆◆

	単位	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
いきいきクラブ加入率	%	24.2	25	25	25	25
老人憩いの家利用者数	人	47,121	55,000	60,000	61,000	62,000
シルバー人材センター受注事業所件数	件	1,937	1,980	1,990	2,000	2,010

1-3 高齢者の権利擁護と虐待防止の推進

◆◆具体的な取組◆◆

具体的な取組	事業の内容
①権利擁護事業 ア 成年後見支援事業	<p>身寄りのない高齢者や当事者による審判請求が困難な認知症高齢者等に対し、市長が成年後見制度の審判請求を行います。また、成年後見制度の利用に要する費用負担が困難である場合は、対象者に対し助成を行います。</p> <p>「みよし市成年後見支援センター」を中心に、関係機関と連携を図り、成年後見制度に関する相談や手続き支援、普及啓発を推進します。</p>
イ 高齢者虐待への対応	<p>本市及び地域包括支援センターが中心となって、関係機関との連携・協力により、高齢者虐待の防止や早期発見・早期対応を行います。</p> <p>本市、地域包括支援センター及び関係機関が連携・協力することで、さらなる見守りネットワーク構築を推進します。</p>

◆◆目標指標◆◆

	単位	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度後見 費用支援人数	人	4	7	10	10	10

1-4 安心かつ快適に暮らせる環境の整備

◆◆具体的な取組◆◆

具体的な取組	事業の内容
①住まいに対する支援 ア 高齢者住宅改修費支給事業	<p>要介護等認定者がいる世帯に対し、居室や浴室、トイレ、台所などを高齢者用又は障がい者用に改修する場合に、改修費用の5分の1の額を支給します。なお、支給限度額は30万円です。本市の福祉ガイドブックなどで制度の一層の周知を図り、必要な人が利用できるようにします。</p>
イ 高齢者向け住まいの充実	<p>高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続ける地域包括ケアシステムの実現のためには、安心して暮らせる住まいの安定的な供給が必要です。市内の有料老人ホームなど、多様となっている民間運営の高齢者向け住宅の設置状況について、関係機関との情報共有を図り、質の向上の支援、市民への情報提供などを充実させます。</p>
②防災対策の充実	<p>みよし市地域防災計画に基づき、災害弱者である要介護等認定者などを把握し、災害発生時には、関係団体などの協力を得て安否確認を実施します。地震発生時の要配慮者の被害を減らすため家具などの転倒防止対策を実施します。また、市内法人と災害発生時の「福祉避難所」としての施設利用に関する協定を締結します。</p> <p>災害時に支援が必要な人の把握に努めるとともに、福祉避難所と連携して、災害時における支援体制を整備していく必要があります。若年者に対するアンケート結果では、高齢者に対しできる地域での簡単な援助として「安否確認」や「避難場所への移動支援」なら協力できると多くの回答がありました。地域住民等の協力を得ながら、有事の際の情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層強化していきます。</p> <p>また、介護事業所において、非常災害時に利用者の安全を確保し、適切な対応を行うためには、実効性の高いマニュアルの整備や、地域住民等と連携して協力体制の整備を図ることが必要です。本市においても、事業所における災害対策体制の整備に対する支援を行っていきます。</p>

具体的な取組	事業の内容
③防犯対策の充実	<p>各地区の要望により防犯に関する講話などを実施しています。高齢者を取り巻く消費者トラブルなどについての情報提供を行い、特に配慮を要する消費者の見守りなど必要な取組を行います。</p> <p>防犯担当課と緊密に連携し、市民の犯罪被害情報の把握に努め、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐように支援します。相談内容については関連する相談窓口や警察などにつなげ、被害に関する情報は、民生委員やケアマネジャーなどに情報提供し、他の支援者と協力しながら対応していきます。</p>
④移動支援の充実	<p>高齢者、障がい者及び自家用車での移動手段のない移動制約者に対する移動支援をします。</p> <p>令和5（2023）年度から65歳以上の高齢者に対し、「さんさんバス」の乗車にかかる料金を全額助成しています。また、要介護認定者に対し、「タクシー」の料金を助成しています。引き続き助成を継続することで、在宅の要介護高齢者等の積極的な社会参加の促進や買い物、通院などの外出支援を行っていきます。</p>

◆◆目標指標◆◆

	単位	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者住宅改修費支給事業 利用者数	人	15	15	15	15	15
要介護認定者へのタクシー 料金助成件数	件	-	515	580	645	710

◆高齢者向け住まいについて◆

ア 有料老人ホーム

有料老人ホームとは、高齢者が入居し、入浴、排せつの介護又は食事の提供、その他の日常生活上必要な便宜などの供与を行う施設です。社会福祉法人や民間事業者などが運営しており、各施設の入所の条件、施設の設備やサービスなどはそれぞれ異なります。

市内には現在3か所の有料老人ホームがあり、要支援から要介護までの幅広い高齢者を受け入れています。今後高齢化に伴い有料老人ホームのニーズも高まることが予想されることから、関係機関と連携を図り、情報を共有していきます。また、令和3（2021）年度から介護サービス相談員の派遣を開始し、有料老人ホームの質の向上を目指します。

イ サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅とは、「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」の改正により創設された、医療・介護と連携し高齢者の安心を支える見守り支援などのサービスを提供するバリアフリー構造の賃貸住宅であり、都道府県単位で認可、登録され、民間事業者などにより運営されます。

ウ ケアハウス

ケアハウス（軽費老人ホーム）とは、生活に不安がある高齢者が、食事などの世話を受け自立して生活する施設です。社会福祉法人などが運営しており、比較的少ない費用負担で利用することができます。

市内には現在1か所のケアハウスがあります。自立した生活ができるということが入居の条件となっているため、要介護状態になった場合には新たに住む場所を探す必要があります。今後は施設と連携をし、要介護状態になった入居者の住まいの確保の支援を行っていきます。

エ シルバーハウジング

シルバーハウジングとは、高齢者向けにバリアフリー化された住宅で、生活援助員による日常生活支援サービスを提供する高齢者世帯向けの公的賃貸住宅のことです。

市内の公営住宅に50戸のシルバーハウジングがあり、生活援助員の派遣及び緊急通報用機器の貸出を実施しています。今後も利用者のニーズを把握しながら、引き続き生活援助員の派遣を実施していきます。

オ 養護老人ホーム

養護老人ホームとは、家庭環境や経済上の理由により、家庭で生活することが困難な高齢者が入居する施設です。みよし市老人ホーム入所判定委員会において、老人福祉法の規定による養護老人ホームなどへの入所が必要と判断した対象者に対する入所措置を行います。

市内には養護老人ホームがないため、近隣市町の養護老人ホームに入所を委託します。

基本目標 2：福祉・医療・介護の連携と介護予防の充実

2-1 地域共生社会実現に向けた地域包括ケアシステムの深化【重点取組1】

◆◆具体的な取組◆◆

具体的な取組	事業の内容
<p>①相談支援体制の充実 ア 地域包括支援センターの運営</p>	<p>地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者やその家族などを対象に、介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的に支援をする機関であり、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務などを一体的に実施します。</p> <p>地域包括支援センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士といった専門職種の職員を配置しており、その専門知識や技能を互いに活かしながら、高齢者の抱える生活課題を解決し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、包括的かつ継続的に支援を行います。</p>
<p>イ 地域ケア会議の推進</p>	<p>地域包括ケアシステムを実現するために、個別課題及び地域課題を発見し、その解決方法の検討をした上で、各種施策に反映することを目的とした地域ケア会議を開催します。</p> <p>医療や介護などの多職種が協働して地域課題を分析し高齢者の個別課題の解決を図る自立支援型の地域ケア会議を定着させていきます。また、支援困難事例のために地域包括支援センターが開催する個別ケース会議（みよしささえ愛会議）の件数を増やしていきます。</p>
<p>ウ 重層的支援体制整備事業モデル事業の実施</p>	<p>重層的支援体制整備事業として、地域包括支援センター、障がい者相談支援専門員、コミュニティソーシャルワーカーが協働して、8050問題やダブルケアなどの複合的な課題を抱えるケースに対応できる体制を整備します。</p>
<p>エ 在宅医療介護連携強化に伴うみなよし地域包括支援センターの民営化</p>	<p>みよし市民病院内に連携担当者を配置し、急性期治療を終えた高齢者が地域に戻っていく際の医療と地域の介護スタッフとの連携を支援します。また、現在直営で運営しているみなよし地域包括支援センターの運営を民間法人へ委託することによる民営化を図ります。</p>

具体的な取組	事業の内容
オ 家族介護者への支援	<p>在宅で介護をしている家族に対し、介護による身体的及び精神的負担を軽減させることや介護からの一時的な解放と心身のリフレッシュを目的に、介護に関する知識の提供のための「さろんニュース」の発行をしています。</p> <p>また、介護終了者にも参加を促しながら、介護者を地域全体で支援していくことを継続的に行っていきます。</p>

◆◆目標指標◆◆

	単位	令和4年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合相談支援件数 【再掲】	件	6,534	7,000	7,000	7,000	7,000
実態把握件数 【再掲】	件	1,110	1,200	1,200	1,200	1,200
地域包括ケア個別ケ ース会議開催回数 【再掲】	回	44	50	50	55	60

2-2 認知症施策の推進【重点取組2】

◆◆具体的な取組◆◆

具体的な取組	事業の内容
①認知症施策の総合的な推進 ア 認知症初期集中支援チーム	保健、医療、福祉など様々な分野の専門職から構成された「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症の人やその家族が望む生活をできるだけ長く続けることができるよう、対象者本人の認知機能の評価や生活継続に関する課題を整理し、多職種チームでの総合的な支援を行います。
イ 認知症地域支援・ケア向上事業	認知症カフェや認知症に関する情報発信や啓発イベントの開催などの取組を通じて、認知症高齢者やその家族が地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における包括的な支援体制の構築を目的とし、認知症地域支援推進員を中心に認知症に関する事業を総合的に推進します。
ウ 認知症サポーターキャラバン事業	認知症の人に対する理解を深めるための認知症サポーター養成講座を開催することで、認知症に関する知識を正しく理解し、認知症の人とその家族への支援のあり方を市民が学ぶことができるよう支援します。
エ チームオレンジの推進	<p>認知症サポーターステップアップ講座を受講した市民を構成員とするチームオレンジを編成し、チームオレンジコーディネーターの調整のもと、支援が必要な人に対してボランティアでの支援を行います。</p> <p>オレンジコーディネーターを中心に、認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーターと協働してチームオレンジの活動を推進します。</p>
オ 本人ミーティングの実施	認知症基本法が公布され、認知症の人など当事者の意見を各種取組に反映させることが重要であると示されました。同法の趣旨を最大限尊重するため、当事者の声を聴く機会として「本人ミーティング」を企画し、当事者の思いに寄り添い、各種取組、施策に反映させる仕組みづくりに努めます。

具体的な取組	事業の内容
②行方不明高齢者への支援 ア 認知症高齢者等あんしん補償事業	<p>認知症等の人やその家族が安心して生活を送ることができるよう、認知症等の人の特徴や写真を、本市に登録し、行方不明となったときに早期に発見できる体制をつくるとともに、認知症等の人事故などにより第三者に負わせた損害を補償するための個人賠償責任保険に、市が契約者となって加入します。また、認知症等の人衣服に貼り付けるQRコード付きみまもりシールを交付することにより、行方不明となったときに発見者と家族が早期に連絡を取れる体制をつくります。</p> <p>登録者数の拡大を図るため、地域包括支援センターを中心に、認知症高齢者等の家族に対して事業を周知していきます。また、地域で困っている高齢者を見かけた市民がQRコードを活用できるよう、市民への事業の周知を図ります。</p>
イ 行方不明高齢者対応事業	<p>認知症の人の行方不明に対応するため、警察などの関係機関を含め、市民が幅広く参加する行方不明高齢者の捜索、発見、通報、保護や見守りのための体制を構築します。また、認知症の人が地域で安心して生活できるように、地域における日常的な支え合い活動の体制づくりを行います。</p> <p>行方不明者の早期発見、保護を目的とした行方不明高齢者捜索模擬訓練の継続や「みよし安心ネット」の会員数の増加のための周知を図り、さらなる支え合い体制を構築します。</p>

◆◆目標指標◆◆

	単位	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症初期集中支援チーム 支援員数【再掲】	人	4	3	12	12	12
認知症高齢者等あんしん 保障事業利用者数	人	75	80	80	80	80
認知症カフェ利用人数	人	366	400	400	400	400

2-3 在宅医療と介護連携の推進【重点取組3】

◆◆具体的な取組◆◆

具体的な取組	事業の内容
①在宅医療・介護連携推進事業 ア 市内全域を担当する在宅医療介護連携推進員の配置	在宅医療介護連携を推進するため、日常生活圏域ごとに連携推進員を配置し、推進していますが、急性期治療を終え、リハビリなどの充実により地域に戻ることを支援する地域包括ケア病床を充実し、連携の拠点となるみよし市民病院に、連携担当者を配置し、連携推進員と連携を図れるようにします。
イ みよし市版エンディングノートを活用した人生会議の普及	望む医療や介護について前もって考え、家族や医療・介護スタッフと繰り返し話し合い共有する取組である人生会議の普及に努めます。みよし市版エンディングノートを活用し、出前講座などの地道な普及活動を行います。

◆◆目標指標◆◆

	単位	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
豊田みよしケアネット登録施設数【再掲】	施設	74	85	85	85	85
地域包括ネット会議の開催回数	回	15	15	15	15	15

2-4 生活支援サービスの充実

◆◆具体的な取組◆◆

具体的な取組	事業の内容
①総合支援事業の充実 ア 第1号通所事業	<p>要支援認定者及び総合事業対象者に対し、通所型サービス事業所が、食事の提供や生活に関する相談や助言、健康チェック、入浴介助、機能訓練を行います。</p> <p>介護状態になる手前の状態でこの事業を利用することにより、高齢者の介護予防や重度化予防につなげることができることから、サービスを必要とする人が適切に利用できる体制を整えるとともに、地域住民が主体的に実施するサービス体制の充実を図ります。</p>
イ 第1号訪問事業	<p>要支援認定者及び総合事業対象者に対し、訪問介護員が家庭を訪問し、入浴や排せつ、食事などの介護、調理や洗濯、掃除などの家事、生活に関する相談や助言などを行います。</p> <p>サービスを必要とする人が適切に利用できる体制を整えるとともに、地域住民が主体的に実施するサービス体制の充実を図ります。</p>
ウ 介護予防ケアマネジメント	<p>地域包括支援センターの職員が要支援認定者及び総合事業対象者に対し、介護予防・日常生活支援総合事業を適切に利用できるように、ケアプランを作成するとともに、包括的かつ効果的にサービスが利用できるよう必要な援助を行います。</p>
②生活支援体制の充実	<p>介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴う生活支援サービスの体制整備を行います。日常生活圏域ごとに協議体と生活支援コーディネーターを設置し、住民主体のサービスが活性化され地域全体で高齢者の在宅生活を支える体制づくりを進めます。</p>

◆◆目標指標◆◆

	単位	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1号通所事業利用者数	人	2,711	2,750	2,800	2,850	2,900
第1号訪問事業利用者数	人	1,023	1,100	1,150	1,200	1,250

2-5 高齢者の健康づくりと介護予防施策の充実【重点取組4】

◆◆具体的な取組◆◆

具体的な取組	事業の内容
①通いの場の充実 ア 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	<p>従来、保健事業（後期高齢者医療広域連合が行う保健事業、国保保健事業、市町村独自の保健事業）と、介護予防事業（介護保険法に基づく地域支援事業、市町村独自の予防事業）は別々に取り組みられてきましたが、高齢者を総合的に捉え、特にフレイルを予防するためには、一体的に事業を実施することが必要です。事業の実施にあたっては、企画や調整などを担う保健師を専従で配置し、75歳以上の後期高齢者に対する個別支援と通いの場などへの積極的な関与によるフレイル予防に取り組みます。</p> <p>保健事業として行う健診結果のデータと、介護予防事業として行う通いの場に参加される高齢者の実態把握データを統合した形で分析することで課題を整理し、個人や各通いの場に見合った支援を専門職が行います。</p>
イ 地域リハビリテーション活動支援事業	<p>地域における介護予防の機能を強化するために、通所事業所、訪問事業所、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場などへ、リハビリテーション専門職が出向き、効果的な運動プログラムの提案や、介護職への助言を行います。</p> <p>関係機関に制度の周知を行い、リハビリテーション専門職の派遣を実施していきます。また、派遣先の拡充を行い、利用者の自立支援、重度化防止につなげていきます。</p>
ウ 地域介護予防活動支援事業	<p>高齢者に対し、介護が必要となる状態を予防することを目的とし、運動機能の向上のための介護予防教室を開催します。</p> <p>参加者数が感染症前の状況には戻っていない状況であり、事業内容を周知するとともに、高齢者が参加しやすい環境をつくり、介護予防や重度化防止を図ります。</p>

◆◆目標指標◆◆

	単位	令和4年度 (実績値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域介護予防活動支援事業 延参加者数【再掲】	人	7,150	7,500	8,000	8,000

基本目標 3：介護保険サービスの安定と充実

3-1 介護保険制度の適切な運営

◆◆具体的な取組◆◆

具体的な取組	事業の内容
<p>①介護保険サービスの質の向上 ア 介護給付適正化事業</p>	<p>要介護認定の平準化及び適正化を図るため、第8期計画に引き続き次のとおり実施します。</p> <p>(ア) 要介護認定の適正化 要介護認定の区分変更申請及び更新申請に係る認定調査の内容について、全件を主任調査員（市職員）が書面等の審査により点検し、審査会にて適正かつ公正な要介護認定の確保を図ります。</p> <p>(イ) ケアプラン等の点検 介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画及び介護予防サービス計画について、国保連合会給付適正化システムから抽出される点検効果の高いと見込まれる帳票等を活用して点検を実施します。</p> <p>また、住宅改修工事を行おうとする受給者宅の事前確認、工事見積書及び工事完了後の施工状況の点検により、不適切な住宅改修の是正を図ります。</p> <p>福祉用具利用者等に対しては訪問調査を行い、福祉用具の必要性や利用状況を点検し、受給者の身体状況に応じた適正な利用を推進します。</p> <p>さらに、上記事業の適正な利用促進のため、各調査において専門職が関与する体制を構築します。</p> <p>(ウ) 医療情報との突合・縦覧点検 国保連合会の提供する帳票を突合し、医療と介護の重複請求の排除及び適正な請求の促進を図ります。</p>
<p>イ 介護サービス事業者の質の向上</p>	<p>適正な介護給付が行われるために、次のとおり実施します。</p> <p>(ア) 介護サービス事業者情報の公表制度 (イ) 事業者への実地指導 (ウ) 事業者への情報提供 (エ) 質の向上への取組</p>

具体的な取組	事業の内容
②円滑な介護サービスの提供体制の確保 ア 居宅サービス イ 地域密着型サービス ウ 施設サービス	(ア)介護サービス事業者情報の公表制度 (イ)事業者への実地指導 (ウ)事業者への情報提供 (エ)事業所におけるサービスの質の向上の支援 (オ)介護サービス相談員派遣事業

◆◆目標指標◆◆

	単位	令和4年度 (実績値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
更新及び変更申請の点検割合	%	100	100	100	100
ケアプラン点検実施件数	件	81	84	84	84
うち給付適正化システム帳票による抽出ケアプラン点検数	件	0	1	1	1
住宅改修点検実施件数	件	10	10	12	15
福祉用具購入・貸与の点検実施件数	件	8	8	10	12
医療情報との突合・縦覧点検月	月	12	12	12	12

※なお、この目標をみよし市第6期介護給付適正化計画と位置付けます。

3-2 介護人材の確保及び育成【重点取組5】

◆◆具体的な取組◆◆

具体的な取組	事業の内容
①介護人材育成支援事業	介護事業所が従業員の人材育成のために研修費用や資格取得費用の助成を行う費用を対象経費として補助を行う制度を令和5(2023)年度に開始しました。また人材確保支援の観点から、介護事業所が人材募集に要する費用の一部に補助する仕組みも継続します。
②介護従事者への研修の実施	市が企画する研修やケア会議、地域包括支援センターが行う包括的・継続的ケアマネジメント支援事業による研修や事例検討などを通じて、介護従事者の資質向上支援に努めます。

◆◆目標指標◆◆

	単位	令和4年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
資格取得又は研修受講費補助に対する補助金交付件数【再掲】	件	7	10	10	10	10
現任介護職員研修参加者数	人	51	51	50	50	50